

## 大和市コミュニティバスのバス停に係る広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市コミュニティバスのバス停に係る広告の取扱いに関し、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号）及び大和市広告掲載に関する基準（平成20年4月1日施行）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) バス停の命名権
- (2) バス停

(広告の規格等)

第3条 前条各号に規定する広告の規格、掲載期間及び掲載料は、次の表のとおりとする。

広告の種類	規格	掲載期間	掲載料（1か所につき）
バス停の命名権	バス停近辺の企業、店舗等の名称をバス停名とする（バス停表示板、停留所一覧等バス停名が表示されるものに掲載）。	3年間	年間120,000円
バス停	縦297mm以下×横210mm以下 (バス停案内板スペースに掲載)	1年間	年間6,000円

(バス停の命名権の審査)

第4条 バス停の命名権の審査は、別に定めるところにより設置されるネーミングライツ審査会が行うものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月15日から施行する。